

・ 令和 7 年 4 月 1 日 施行
・ 改正後

○ 狛江市地域包括支援センターの運営基準に関する条例施行規則

平成 27 年 3 月 5 日 規則 第 5 号

改正

令和 3 年 3 月 31 日 規則 第 37 号

狛江市地域包括支援センターの運営基準に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、狛江市地域包括支援センターの運営基準に関する条例（平成 26 年条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び条例で使用する用語の例による。

(職員の員数及び人員配置基準)

第 3 条 条例第 4 条に規定する規則で定める基準は、次項以下に定めるところによる。

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数（以下「担当被保険者数」という。）がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（狛江市地域包括支援センター運営協議会（狛江市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年条例第 3 号）別表に規定する狛江市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が担当被保険者数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項及び第 4 項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1 人

(4) 精神保健福祉士その他これに準ずる者 1 人

(5) その他地域包括支援センターにおいて包括的支援事業を効果的かつ効率的に実施するために市長が必要と認める者 市長が必要と認める人数

3 担当被保険者数がおおむね 6,000 人以上の場合における当該地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、前項に規定する職員数に加え、担当被保険者数がおおむね 2,000 人増加するごとに前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のいずれか 1 人を加えたものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、狛江市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項第 1 号から第 3 号ま

でに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると粕江市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当被保険者数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当被保険者数	常勤の職員の員数
おおむね1,000人未満	第2項の各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第2項の各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第2項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第2項第1号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第37号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。